就学援助に関する事務（法別表第１の２７の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第３の６の項において同じ。）であって教育委員会規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1（2）： 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助に関する事務（法別表第１の２７の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第３の６の項において同じ。）であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	26	
③番号法別表第２の項	37	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第１の１０の項 就学援助に関する事務（法別表第１の２７の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第３の６の項において同じ。）であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第１条	相模原市特別支援学級就学奨励費交付要綱第１条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第１条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨に則り特別支援学級への就学の特殊事情を考慮し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級就学奨励費(以下「奨励費」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		相模原市特別支援学級就学奨励費交付要綱

2.準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項号	相模原市特別支援学級就学奨励費交付要綱第６条第１項
事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	特別支援学級の就学奨励費の交付の決定に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項1号	相模原市特別支援学級就学奨励費交付要綱第５条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者（次号において「保護者等」という。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	特別支援学級への就学のため必要な経費のうち市が支弁するものの交付を受けようとする保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第９条第２項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	

保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.